

伯耆町放課後児童クラブ運営業務委託事業者募集要項

第1 募集要項等の定義

伯耆町（以下「町」といいます。）では、令和8年度から放課後児童クラブ運営業務を民間事業者に委託するため、下記のとおり公募型プロポーザル方式（企画提案方式）による民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、伯耆町放課後児童クラブ運営業務委託に係る民間事業者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項と併せて配布する次の資料もこの募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本委託業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第2 業務の概要

1 委託業務名

伯耆町放課後児童クラブ運営業務

2 委託業務場所

伯耆町が設置する次の放課後児童クラブとする。

名称	所在地
伯耆町岸本放課後児童クラブ	伯耆町吉長65番地4
伯耆町溝口放課後児童クラブ	伯耆町溝口307番地
伯耆町八郷放課後児童クラブ	伯耆町真野971番地

3 委託業務内容

別紙「伯耆町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。

4 委託期間

令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

5 委託料予定額（上限額）

120,073,000円

※本委託業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

6 受託事業者

公募型プロポーザル方式（企画提案方式）により決定します。

第3 応募事業者の条件等

1 応募資格

（1）応募事業者が備えるべき要件

応募事業者の資格要件は、次のとおりとします。

ア 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (イ) これまでに放課後児童クラブの運營業務の受託実績を5年以上有していること。

イ 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 伯耆町の競争入札における指名停止措置を受けている者
- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限り）を受けた者を除きます。）
- (エ) 国税及び地方税を滞納している者
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法同条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者
- (カ) 事業者の管理または運営する他の子育て関連事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準ずる重大な事故を起こしていないこと。

(2) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

(4) 著作権

応募事業者から募集要項に基づいて提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属します。ただし、受託事業者として決定した事業者が提出した提案書の著作権は、町に帰属します。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期間終了後は変更できないものとし、返却をしません。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合があります。

(6) 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 応募の無効に関する事項

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募事業者の応募は、無効とします。

- ア 参加表明書(兼応募資格審査申請書)の提出時から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- イ 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 本委託業務における契約上限金額

本委託業務に係る総額の上限金額は、120,073,000円とし、見積額は、この額以内で記入してください。

(9) その他

- ア 町が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- イ 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル方式（企画提案方式）で決定します。

実施スケジュールは以下のとおりとします。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定される休日には行いません。

募集要項等の公表	令和8年4月10日
募集要項等に関する質問の受付	令和8年4月10日から 令和8年4月21日まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年4月23日
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出期限	令和8年4月28日まで
提案書類等の提出期限	令和8年5月15日まで
審査会（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年5月下旬
審査に関する結果の通知	令和8年5月下旬予定
委託予定事業者の決定	令和8年6月上旬予定

1 募集要項等の公表

(1) 公表方法

本委託業務に関する募集要項等の資料は、町のホームページにおいて公表します。

(2) 公表資料

- ア 募集要項 …… 本書
- イ 仕様書
- ウ 様式集

(3) 配布方法

町ホームページからダウンロードしてください。

2 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、町のホームページにおいて回答します。

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。

(2) 受付期間

令和8年4月10日（金）から4月21日（火）午後5時まで

(3) 回答期日

令和8年4月23日（木）

(4) Eメールアドレス

fukushishien@houki-town.jp

3 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出

応募事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで

(2) 提出書類（1部）

- ア 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第2号）
- イ 会社概要調書（任意様式）
- ウ 業務実績書（任意様式）
- エ 定款又は寄附行為（最新のもの）（原本証明）
- オ 登記事項証明書（応募日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- カ 財務諸表（直近2期分）
- キ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ク 会社概要（広報用パンフレット）

(3) 提出先

689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町福祉課

(4) 提出方法

ア 提出書類は、提出先へ持参又は郵便等で送付するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。(郵便等による提出は、期限内に配達されたもののみ受け取ります。)

イ 添付書類は、A4判フラットファイルに綴じて提出してください。なおフラットファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の社名を表記してください。

4 提案書の提出

応募事業者は、次に定めるところにより提案書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時まで

(2) 提出書類(正本1部・副本6部)

ア 審査に係る提案書類提出書(様式第3号)

イ 提案書(様式第4号) ※任意様式可

ウ 見積書(様式第5号)

(3) 提出先

689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町福祉課

(4) 提出方法

ア 提出書類は、提出先へ持参又は郵便等で送付するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。(郵便等による提出は、期限内に配達されたもののみ受け取ります。)

イ 提案書の書式

(ア) A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

(イ) 表題「伯耆町放課後児童クラブ運営業務委託に関する提案書」及び法人名を記載した表紙を付けてください。

ウ 無効となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書

(ア) 令和8年度から令和10年度までの3年度分について見積りをしてください。また、見積書(様式第5号)には、年度別内訳も記載してください。

(イ) 仕様書に基づき作成してください。

(ウ) 見積書に、各年度の詳細な積算内訳書を添付してください。

(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印(法務局等が証明する印鑑)とします。

(オ) 見積内容は提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。

(カ) 見積額が、第3の2(8)「本委託業務における契約上限金額」を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託業務の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

5 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(1) 実施日時

令和8年5月下旬 ※詳細は別途通知します。

(2) 実施場所

別途通知します。

(3) 実施時間

60分程度（プレゼンテーション30分、ヒアリング質疑応答30分程度）

※準備・撤収は審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

3人までとします。

(5) 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自準備してください。（プロジェクター、スクリーンは、町で準備します。）

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等の受付順を仮番号とし、その後町でくじを行い順番を決定します。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

6 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

伯耆町放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が審査を実施します。

2 審査の方法

(1) 公募型プロポーザル方式（企画提案方式）により選定します。

(2) 選定委員会は、提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、委託事業者選定基準に基づき採点します。

(3) 町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

(4) 選定結果は、提案書等の提出者全てに通知します。

(5) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結します。

(6) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集する場合があります。

3 参加辞退

このプロポーザルの参加を辞退しようとするときは、参加辞退届（様式第6号）を提出してください。

4 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町福祉課

電 話 0859-68-5534

F A X 0859-68-3866 (共通)

Eメール fukushishien@houki-town.jp